

（午後4時45分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議長より申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

順番15、2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）通告に従いまして一般質問を行います。

今回の一般質問の最後であります。今回、そして、1問だけですので、粛々とやっていきたいと思っております。

昨年8月に行われました総選挙で民主党が圧勝し政権交代が行われました。このことは、小泉内閣に代表される構造改革路線によって規制緩和が進み、雇用が破壊され、社会保障が後退、国民がこの耐えがたい痛みからの脱却を求めた結果だと思っております。

地方自治体においても構造改革路線からの転換が求められていると思っております。木下市政のこの4年間、行財政改革が行われてきました。先ほどの答弁と数字が違うのですが、「広報はしもと」2月号に、橋本市集中改革プラン平成20年度成果が報告されています。その中の数字で述べたいと思っております。

職員定数の適正化として職員の削減が行われてきました。計画より削減が進み、平成21年度666人の目標に対して640人と26人多く削減され、平成18年度と比べると55人削減されました。退職者数よりも少ない採用と官から民へのかけ声のもと、幼保一元化5カ年計画が出され、指定管理者制度の高野口こども園が誕生しました。

また、歳末一時金、長寿祝い金の見直しなど、福祉面での後退、上下水道料金、可燃ごみ用袋料金など、公共料金の値上げと、構造改革路線そのものの4年間でした。

今回の木下市長の公約は、昨年パンフレットをいただいたんですけれども、その中では、福祉・教育のまちづくりとあります。これを見たときに、昨年この政権交代を受けて、構造改革路線からの転換をめざしておられるのかなというふうに思いましたので、今回二つの点から質問を行います。

まず、一つ目は、構造改革路線によって雇用の破壊が進み非正規雇用が増えました。橋本市でも、非正規嘱託・臨時の職員が多数おられ、低賃金を強いられています。民間委託された職場にも非正規雇用の労働者がおられます。また、公共工事の落札率の低さが問題となり改善が行われたところです。

先ほども言いましたけれども、今度の選挙での市長のマニフェストには、行財政改革の言葉は、成果のところにはありますが、在任中に実施すべき主な公約の中にはありません。民間委託をするのは人件費の削減が目的の一つですから、委託された企業、業者の従業員の給料が低くなる可能性が大いにあります。そもそも、公的な賃金、つまり住民の税金を使って行う事業にかかわる契約で働く貧困層、ワーキング・プアをつくってはならないと考えますが、このことに対する市長の見解を求めます。

二点目は、県立の中高一貫高ができたことにより受験競争が低年齢化してきています。橋本中学校区だけ小中一体校をつくるのは、受験競争を強め、自由学区制の導入につなが

らないかと心配です。また、小中一体校というのは、施設の統廃合、教育環境の低下ではないでしょうか。

先ほども言いましたマニフェストに小中一貫という言葉はありません。木下市長、教育のまちづくりを進めるのなら、小学校1年生において30人を超える学級に非常勤講師を加配するだけではなく、すべての小・中学校の専科教員や一般教員を増やし、少人数学級を実施して行き届いた教育をめざすべきではないでしょうか。このことに対する市長の見解も求めます。

以上です。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）2番、阪本議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問は、木下市政の4年間と市長選挙での公約についてということですが、私は、新しい市政のめざすべき姿として、安心して活力ある橋本市、緑潤う橋本市を掲げまして、特に、福祉・教育のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

私が初めて市長に立候補させていただいたときの公約の中に、市民の声を取り入れ、市民の立場で使いやすいやさしい市役所をめざした。市民に信頼される市政の実現、民間経営手法の導入、市財政の健全化に向け、人件費や事業見直し、経費の削減を図るなどの取り組みを掲げさせていただきました。

就任後、約4年8カ月の間、特に、市の行財政改革の取り組みについては、平成18年11月に橋本市集中改革プランを策定し、効率的かつ効果的な行政運営と多様化する市民ニーズに対応するため、民間が持つ専門性やノウハウを取り入れて行政サービスの質の向上と

適正化に努めてまいりました。

公設民営による高野口こども園の開設などの民間委託の推進など、民間活力を積極的に活用し、その成果も、少しずつではありますが、現れてきております。

また、今回の市長選挙での公約には行財政改革については触れてはいませんが、簡素で効率的な行政を実現するために、さらに橋本市集中改革プランの実施を着実に進めてまいりたいと考えております。

確かに、昨年と比べれば一条の光は見えてきたとはいえ、ワーキング・プアが社会問題となっている現在の厳しい経済情勢のもとで、橋本市民の生活も苦しい状況が続いております。このような中で、橋本市が行う業務委託、指定管理の指定等の公約、公の公約においても、関係法令を順守することはもとより、今後も適正に執行してまいります。

私といたしましては、就任当初より取り組んでまいりました企業誘致等で市全体を活性化させ、市民の経済状況を好転させていくことが、将来の橋本市を思うとき、何より大切であると考えておりますので、ご理解のほど、よろしく願いをいたします。

なお、残余の件につきましては、担当参与よりお答えをさせます。

○議長（中西峰雄君）教育長。

〔教育長（森本國昭君）登壇〕

○教育長（森本國昭君）教育のまちづくりの質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、県立中学校ができたことにより、学校選択の機会が増え、中学校受験に挑戦させようとする家庭が多くなったことは事実でございます。その結果、本年度の市内小学校6年生の2割が私立、県立中学校に進学する見込みでございます。このことにより、地元中学校では、進学してくる生徒が減少し、学級数が当初予定した数に満たな

くなり、学校運営、学級運営が厳しくなるというような心配をすることも起こってまいります。

教育委員会といたしましては、地域の子どもは地域の中で育つことを願っており、学校教育と社会教育とのつながりを強めるよう施策を進め、地域、保護者の信頼を得られる学校であるよう義務教育9年間の充実をめざし学校教育環境を整えたいと考えております。

さて、橋本小中一貫校についてでございますが、この学校がどのような児童生徒を育てていくか、いこうとしているか、十分に説明をさせていただかなければなりません、小・中学校が同一敷地内にある良さを最大限に生かして、児童生徒の総合的な人間力の育成を図っていきたくと考えております。他の市立小・中学校と同様、学校が地域コミュニティの核となり、まちづくりの一翼を担っていくことを願っております。ご指摘いただいた小学生の受験競争をあおるような学校になることはないと考えております。

また、橋本市立の他の小・中学校においても、現在の中学校区を単位として小中一貫教育を連携型で進めてまいります。来年度、市内の全小・中学校のカリキュラムには、小中一貫教育をどんな目的でどう取り組むかを掲載することにしております。それぞれの学校が懸命に子どもより良い育ちに貢献する試みを一歩ずつ具体化しますので、ご理解願います。

また、教育のまちづくりを進めるならば、小中の教員を増やし、少人数学級を実施し、行き届いた教育をめざすべきではないかとおたがいでございますが、それは、教育委員会の願いでもあります。現在、子どもの現状を見つめましたとき、子どもたちが健やかに育ちにくい課題が多くあり、学校の役割、教員の使命は広がる一方であります。教員の多

忙化、負担感は放置できない状況であると認識しております。現在、法が定める現状の教員配当基準では十分に個々の教育課題に対応することは難しいと感じております。

しかし、教員定数、また、少人数学級の認定は国や都道府県の権限であり、日本の教育システムの抜本的な見直しが必要となります。機会あるごとに要望の声を上げてまいります。

また、橋本市の規模、橋本市の人的・物的環境だからこそできる特色ある教育を進め、教育のまちづくりに貢献したいと考えますので、ご理解とご支援のほどをよろしく願いを申し上げます。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

〔企画課長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）続きまして、議員おたがしのワーキング・プアをつくってはならないとの観点から、橋本市の非正規職員についてお答えいたします。

ワーキング・プアとは、その範囲、定義について、一般的に臨時職員等の非正規雇用者、または、正社員としてフルタイムで働いてもぎりぎりの生活さえ維持が困難、もしくは、生活保護の水準にも満たない収入しか得られない就労者層であると言われてます。

本市においても、臨時・嘱託職員等の雇用を行っているところでありますが、臨時職員については、臨時、緊急的な業務や、病休職員の代替として雇用を行っており、嘱託職員については、専門能力が必要な職場や、一定期間内に多量の事務処理が必要なときに雇用を行っております。いずれも適切な労働条件のもとで雇用し、市民サービスの向上に図っているところであります。

今後、非正規職員の雇用の不安定性の改善や、適切な賃金、報酬については、国の行政や他の地方公共団体の動向を見極めながら、法令順守した中で検討していく必要があると

考えていますので、ご理解のほど、よろしく  
お願いいたします。

○議長（中西峰雄君） 2番 阪本君、再質問  
ありますか。

2番、阪本君。

○2番（阪本久代君） 1番から再質問を行  
います。

市長の答弁をお聞きいたしまして、簡素で  
効率的な行政を着実に進めていくというこ  
とで、今までと方向としては変わらないとい  
うことがわかりました。

ただ、今企画部長のほうから、法規内での  
雇用だということもおっしゃったんですけれ  
ども、この、働く者の立場から見たときに、  
実際に橋本市の臨時職員の給与というのは、  
だいたい200万円前後です、年収にしたら。こ  
の間、日給をお聞きしたのでだいたい計算し  
たら。臨時職員については臨時的なものとい  
うことではありますけれども、実際には、公  
民館であるとか、また、給食センターであ  
るとか、1日8時間労働をしながら働いてお  
られる方もたくさんいらっしゃいますので、し  
かも、若い方もたくさんおられます。そう  
いう方たちが、本当に、まあ、言うたら、和  
歌山県の最低賃金は本当に全国でも低いほう  
です、その最低賃金には確かに以上にはな  
っているかもしれないけれども、本当にこの  
年収、日給でいったら6,090円だというふう  
にこの間お聞きしたんです。その金額で年  
収でしたら200万円前後で本当に生活が  
できていけるのかというのが問題になる  
と思うんです。

市役所も一つの企業といいますか、橋本市  
内ではたくさんの職員を雇用している、市  
民にとっては本当に大切な働く場だと思  
うんですけれども、そういう市役所の仕事  
をしてこの200万円前後の年収で、もう  
それでいいんだとか、というふうに、法  
律さえ守っていればいいんだというふう  
にお考えなのかどう

か、お尋ねします。

○議長（中西峰雄君） 企画部長。

○企画部長（吉田長司君） 法令順守して  
と言いましたが、いわゆる地方公務員法  
でございます。ということで、地方公務員  
法の中で、その臨時・嘱託職員の位置づ  
けとございます。そういう中で、賃金につ  
きましても、毎年上がっていくというよ  
うな制度がなじまないということとか、  
それから、何て言うんですかね、有給休  
暇等もなじまないということでそういう  
ことがいろいろございます。

私どもとしましては、そういうところも  
一部付けてございますけれども、そうい  
う中で限界がある状況でございます。と  
いうことで、私の考えとしては、それは、  
嘱託職員にしましても臨時職員にしま  
しても、かなり正職と比べて遜色ない  
ぐらい仕事をやっていただいているとい  
うふうに考えてございまして、その差は  
かなりあるなということがございませ  
けれども、その法律的な制度の中  
では限界があるということが現状でござ  
います。ということで、その法改正も  
含めた中で考えていけたらいいという  
考えでそういう答弁させていただきました。

○議長（中西峰雄君） 2番 阪本君。

○2番（阪本久代君） そもそも、公務  
労働で、この、本当に臨時的と言え  
るものもあると思うんです。例えば、  
税金の関係で短期間であるとか、  
産休とかで休まれる方の補充であ  
るとか、そういう場合もあると思  
うんですけれども、例えば、保育  
園とかで、まだ今も臨時で何年  
も続けて働いておられる方も  
ありますし、こういった給食セン  
ターでも同じです。

本来ならば、継続して仕事を  
行うべき部署といいますか、  
そういうところでは正職員を

雇用するのが本来だと思うんです。けども、今までからのいろいろな事情の中でいろいろな雇用形態があるわけなんですけれども。

やっぱり本当にそれでいいのかというのの一つと、それと、もう一つ、例えば、橋本市の給食センターが今度入札をまた今年されるということなんですけれども、例えば、今、この受けている業者でない、また違う業者がその仕事を入札で落とした場合に、今働いている人は、正社員の方もいらっしゃいますけど臨時の方もいらっしゃいますし、そういう人は仕事を失うわけです。市の公務労働をしながら、まあ言うたら失業者もつくるといいますか、この給食センターの仕事というのは本当に臨時的なものじゃなくて継続して行われる仕事ですし、そういう仕事で雇用の不安定をつくってもいいものであろうかというふうに思うんです。

そういうこととか、私の知り合いの方で、大阪の中央市場の警備をされていた方で、警備会社が結局入札で失敗をしたんです。それで、1年間は就職浪人でいろいろな仕事をあっちこっち行かれていました。1年後に元の会社が入札したんですけども、落としたんですけども、結局前よりも低い金額で落とすことができて、その結果、また元働いていた方が同じようにその警備の仕事に戻ったんですけど、この労働条件が、まあ言うたら、すごく悪くなって、そのまんま働かざるを得ない。こういうことが起こるわけです。

市がする仕事で、本当に、何と言うか、結果的に失業者をつくったり、この、どんどん、この雇用の条件を悪くしたりしていいものであろうかというのが一つ思うんです。

今、全国的には、それと、それだけじゃなくて、建設関係の入札の問題なんかもあるんですけれども、この、公共工事や公共サービスを発注する公的機関、国とか自治体など

と受注した事業者との間で結ばれる公契約に、この生活できる賃金など、人間らしく働くことのできる労働条件を確保する法律とか条例の制定を求める運動が全国的には進んでいます。

ここで、通告書にも書かせてもらったんですけれども、公契約でこのワーキング・プアをつくってはならないというふうに考えるんですけれども、このことについての、先ほどは法律内では言われたんですけれども、もう一度このことについて市長の見解を求めます。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）公共調達を総務部のほうで担当させていただいておりますので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

今までかも、公共工事も含めまして、物品等、あらゆる公共調達につきましては、管財課のほうで担当させていただいております。今までからもそうなんですけれども、やはり地元業者さんの育成ということで、また、地産地消ということもございまして、市といたしましては最大限努力をさせていただいております。ですから、先ほどもおっしゃっていましたが、公共工事の予定価格につきましても、国土交通省の指導も受け、前向きに改善をさせていただいております。

ただ、一点だけご理解をいただきたいのは、やはり公共調達ということになりますと、地元業者さんの育成は大事であるということとは再認識はしておりますが、やはり公共調達ということになりますと、競争性も確保していく必要があるのではないかとこのようにも考えております。

そういうことで、今後も、こういう公共調達、公共工事の中でワーキング・プアが発生することのないように、また、公共工事なん

かでございますと、建設業法等の別の法律の縛りも入ってございますので、その点、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）何と言うか、公の仕事でワーキング・プアをつくらないていうことのね、いろいろな面、いろいろな仕事でなんですけども、そういう、何て言うか、そういう方向に進むというか、そういう合意ができたらと思うんですけども、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）一つの1例を申し上げてご答弁にかえさせていただきたいと思えますが、例えば、金額的に大きいございます、市内にもたくさんの業者さんがおられます。公共工事の場合でも、やはり設計書なり積算単価というものは、全国的なそういう歩掛りも使いまして適切な設計書を作成いたしておりまして、ただ、落札率が、ある時期は非常に低かったという時期もございましたが、それも改善をさせていただいておりますので、うちのほうから発注する段階で業者さんと取り決めなり協定というようなことは考えてはございません。あくまでも先ほどご答弁させていただきましたけれども、例えば、公共工事でございますと、関係法令等、また、工事請負契約書の中で明記させていただいておるといところでございます。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）すみません。公契約に人間らしい労働条件を保障するという事は、国際労働機関の公契約における労働条項に関する条約第94号にあるんです。どういう考え方なのかというと、公契約とは、公的な資金、つまり、住民の税金を使って行う事業にかかわる契約で、発注者である公的機関はこの事業でワーキング・プアをつくらない

し、公的機関は、労働者を雇用しているので、雇用主、使用者の模範になければならない。さらに、受注する民間企業も、住民の税金を使った事業で利益を上げるわけですから、労働者の賃金を買ったたいてワーキング・プアをつくらないてはならないという、こういうふうな意味の条約があるんです。ぜひ、橋本市もこういう精神でやってもらいたいなと要望いたします。

ただ、この中には、やっぱり市役所で働く労働者も含まれていると思うんです。ですから、最初に言いましたけども、年収200万円という臨時職員の給与をやっぱり人間らしく生活できる水準にまで何とか引き上げる努力というのもお願いしたいと思います。

2番に行きます。

2番、小中一貫の問題なんですけれども、先ほど教育長もおっしゃいましたけれども、実際に、私、小学校3年生の子どもさんを持っている方から聞いたんです。地元の中学校はどうも荒れているといううわさがあって、小学校3年生から、まあ言うたら、地元の中学校に行く子は、まあ言うたら、できない子だと。みんなもそう言って塾に行くといひますか、この、こういう話が小学校3年生の子どもたちが学校で話しているということ自体がね、本当に今の橋本市の異常な状態を現しているのではないかなというふう思うんです。

この、選択の幅が増えているのは増えているんですけども、やっぱり、そのことと、今度、その、全市で小中一貫教育を行う、9年間見通した小中一貫教育を行っていくということは、それはいいことだと思うんですけども、この橋本中学校区だけに小中一貫の一体校をつくるということが、その小中一体校がどういう形になるんかというのははっきりわからないですけども、そのところが

落ち着いたいい学校でなければなるほど、ほかの校区のお母さんたちからすれば、引っ越してでも入りたいというふうな気持ちになって、まあ言うたら、地域での子育てということを教育委員会はめざされているわけなんですけれども、結局は、この学区制を外すようなことにつながりはしないかなというふうに心配をしているんです。そのことについてまずお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）教育長。

○教育長（森本國昭君）県立中学校ができてから駅前が塾だらけになったという、それ、事実でございます。私も、県へ行くたびに、県立中学校できたことに対して県教委に異議一度も申し上げておるんです。やはり県立中学校できることについて、市町村の公立の中学校を台なしにしてしまうと。県のほうへ聞きましたら、2クラスを何でしたんかと聞くと、適正規模だから2クラスにしたという、県が言われたんで、そうすることによって、市町村の学校は適正教育にならんのかなとそういうことも言わせていただいたんですけども。本当に危惧しております。

県も、なぜ私、異議を申したかと言うと、県教委は、紀の国教育コミュニティということでどうぞやれということで、橋本市でも地域本部事業、学文路中学校やら高野口中学校、実施しております。教育コミュニティも高野口小学校と、ほかはちょっとど忘れしましたが、やっておるわけで、地域で子どもたちを育てると、地域ぐるみの教育が大事であるということで、それを県教委は言っているのですが、県立中学校のやり方は、義務教育、小学校6年になったら中学校分かれて行けど、子どもだけやなしに親子も分裂せえとそういうことを県教委からおのずからやっているということに対して大変憤りを持つとるわけで。

結局、今年度、この末ですけれども、20%

と書いてありますが、県立古佐田丘中学校は、この来年4月に行く児童ですけど、市内から80名の定員の61名、市内61名がこの古佐田丘中学校へ行かれます。これは、受けるのは、それは当然やと思います。古佐田丘中学校へ合格したらエスカレート式に橋本高等学校へ行けるんだから、あかんでもともとということを受けたらいいわけですね。その施策に対して私はちょっと憤りを感じるわけですが。受ける人には何も感じておりません。

県立は61名、それと、私立中学校へこのたび83名、全部で144名の児童が生徒になっていくんですが、県立、私立のほうへ出て行くと。大変、20.2%という、パーセントで言うと。713名おるわけですが、20.2%の144名が県立、私立へ行くと、そういうことでございまして、受験競争が大変厳しいわけでございます。

今、議員さんが申しあげましたように、しかし、私、そういうこともありして、やっぱり橋本小中一貫校をつくって、やはり義務教育9年間を見通した、小・中学校の先生がお互いに協力し合って、地域の中の中学校、小学校をつくっていききたいと、そういうことを思っております。

やはり、それで橋本小中一貫校をするわけですが、私としては、橋本小中一貫校はいい学校にしたいです。あの学校へ行きたいなという学校にしたいです。そうでないとやる目的はございませんので。そして、ほかの学校へ行きたいなということになれば、またそのいい、すばらしい橋本小中一貫校のような、ほかの学校にも、そういう、一体型の一貫校をつくっていくと。それで、市内全体に小中一貫校をつくっていくと、そういうことが大変大事ではないかなと。それはいっぺんにいかんと思いますけど。そういうふうな思っております。

ただし、競争になって、ほかの小中一貫の、

橋本小中へ行って引っ越しするとか、そういうことにはならないと思います。やはり地域ぐるみの小・中学校をつくっていきたく思いますので、そういった点。それと、橋本小中、以外でも、全市中学校区に来年度から連携型の一貫校にしまして、目標も、中学校区、小中のカリキュラムの同じにする、そういう目標を立てていただいて取り組んでいただくと、そういうふうになりたいと思っております、来年度から。全小・中学校、そういうふう思っております。

以上です。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）すみません。もう一度だけ確認したいんですけども、来年度から、橋本小中も含めて同じカリキュラムで小中連携をやっていくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（中西峰雄君）教育長。

○教育長（森本國昭君）橋本小中以外で、例えば、西部小中の小学校、中学校とのカリキュラムを同一、目標一つにして小中連携で頑張っていくと。紀見東とか、それはまた別になると思います。各中学校区の目標を一緒に考えて、その目標に向かって小中ともに教育に励んでいくと、そういうことでございます。

中学校区ごとの、小学校と中学校との連携校との目標を各自つくって行って連携、小中一貫校、連携型にしていくと、そういうことでございます。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）すみません。当面は、橋本小中だけが一体校ということで今進められていますよね。ほかのところも、一貫ということで、それぞれの中学校区ごとにと今おっしゃったんですけども。橋本小中の一体校のカリキュラムとほかのその中学校区ごとのカリキュラムはまた別のものになるんです

か、同じものになるんですか。

○議長（中西峰雄君）教育長。

○教育長（森本國昭君）それは、地域性もございまして、別のものになります。

現在、連携校ですが、西部小学校、中学校、それと、隅田小学校、隅田中学校、恋野小学校、それ、現在、もう既にやっております。来年度からは、そのほかの中学校区もすべてやっていく、そういうことでございます。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）はい、わかりました。

そしたら、別の点からこの小中一体校について質問をいたします。

この、教育長は多分否定されると思うんですけども、この橋本小学校と橋本中学校を一つの敷地にするということは、まあ言うたら、施設二つを一つにするわけですから、合理化というか、言い方変えたら行革の一つかなというふうに思ったりもするんですが。

ここで、この教育環境のことでお尋ねしたいんですけども、去年の3月議会で文教厚生委員会に出された基本設計を見てみますと、この橋本小中一貫校の場合、運動場は一つで体育館も一つ、それから、小学校低学年用のプールはつくるけれども、中学生用のプールを小学校の中学年、高学年も使用するという形になっております。この敷地が広いということは今までからも説明は受けているんですけども、例えば、確かに体育の授業とかは時間割で調整はされると思うんです。けれども、例えば、放課後になったときに、中学校はクラブ活動が盛んですので、小学生が、学童保育もありますし、学童保育の子どもたちとか、学童保育に行っていないなくても放課後運動場で遊んで帰りたいなと思った子どもたちが、この中学生がクラブ活動している隅で本当に遊べるのかなど。そのことを考えたときに、この運動場、今だったら別々の敷地、別々

の場所でそれぞれに運動場があるのが、一体校になることによって運動場が一つになるということは、子どもたちの立場から考えれば教育環境の低下につながりはしないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君）教育長。

○教育長（森本國昭君）現在、橋本小学校、中学校は、もちろんそれは別ですし、先生が小学校行ったり中学校行ったり、何回も行き来しながら、中学校の先生はすばらしい子どもを育てようという、一生懸命に、ええ子どもを、生徒をこっちへ来てくるよう一生懸命にさせていただいとうです。成果も本当に上がっております。子どもらのアンケートも、この間、以前に言わせていただいたように、本当に小学校、中学校ともいいなということで、その効果が上がっております。

そういうことで、やはり一体型にすることによって、行き来することがまずせんでもいいということ。それと、職員室と一緒にあれば、やはり小中一緒の先生で9年間を見通した、小中の先生がみんなが寄っているいろいろな意見を出し合って小学生、中学生を教育していくと、そういうのが大変大事であると思います。

それと、運動場の件ですけれども、このことにつきましても、現在、小学校、中学校のこのいろいろの今後のことについて委員会を設けて検討しております。

例えば、運動場も別にしていかなと、やっぱり生徒と一緒にするのも大変であるということで、今現在その場所とか、そういうのを考えておる最中なんです。今ちょっと言いにくいわけですが。例えばね、テニスコートのところ、小学校の運動場にするとか、ちょっと今はっきりしていないんですけど。小・中一緒に運動場遊ばすということも大変ですので、

やはり分けてあげるということも大事ですので、そういった点を今検討中でございます。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）私、前にちょっと何月議会が忘れたんですけども、この、一体校でなくて、例えば、運動場の真ん中で仕切って二つできないかという質問したときに、敷地の関係でそれは難しいというふうに答弁されたのを覚えているんです。今のお話でしたら、これからの検討で運動場を二つにすることも可能だということなんでしょうか。

それと、プールの問題にしても、例えば、うちの娘もちょっと大きくなったんで自分の子どもが小学生のときでもうかなり前のことになるんですけども、小学校6年生のときに、競技会に向けてかなり毎日放課後、水泳の練習をして帰って来ていました。それが、今もされているんかどうかわからないんですけども。例えば、この中学生用のプール一つで中学校の、それともう一つ、橋本中学校に水泳部があるんかどうかもちょっとわからないんですけども、もしあったときに、プール一つでクラブ活動にも使い、小学生の競技会に向けての練習にも使いかということになったときに、まあ言うたら、本当に大丈夫なのかな。やっぱりもう一つ、低学年用だけじゃなくてってきっちりとしたプールも必要になるのではないかなあと、体育館も同じです、そういうふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君）教育長。

○教育長（森本國昭君）質問に対するだれか、これで良い、だれか競争率がないのではないかとこと以外のことになるとるんですが、どんなものでございますか。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君、発言通告に従い質問願います。

○2番（阪本久代君）要するに、この、1、

2の前に書いているこの行革路線からの質問になっているんです。この、行革路線で言えば、合併もそうですけども、施設が、まあ役所二つを一つにする、この小中一貫も、小学校と中学校を一つにするということになれば、今まで二つあったのが一つになるということですから、そのうちの一つとして考えたときに、この小中一体校の施設の問題ですごく子どもたちにとって大事な問題と思うんです。そこからの質問なんですけども、外れていませんでしょうか。

○議長（中西峰雄君）教育長。

○教育長（森本國昭君）これ、安くなるから一体校にするということは言っておりません。やはり教育効果が高いので小中一体校にしたいということで、それだけですので、子どものために子ども中心に据えた小中一体型一貫校ですので、そういうふうに考えてください。それ、安くするからで、子どもほっといてね、中学校のことをほっといて、そういうことを絶対私はようしませんので。すべて私ども教育委員会は、子どものため一つですんで、それだけ誤解ないように。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）はい。それはよくわかっているんです。そうではなくって、施設面で二つが一つになることによって、子どもたちにとって不利益にならないかということを聞いているんです、はい。

○議長（中西峰雄君）教育長。

○教育長（森本國昭君）あの、不利益にならないようにさせていただきます。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）はい、わかりました。どういうふうに、不利益にならないように、受験競争が激化しないように、また、自由学区制の導入につながらないようにお願いいたします。

本当に、やっぱり中心は子どもたちだと思うんです。子どもたちの、本当に、何と云うか、教育環境をよくする、このことが一番だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（中西峰雄君）これをもって、2番 阪本君の一般質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

---

○議長（中西峰雄君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明2月17日は休会とし、2月18日、午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

これをもって散会いたします。

（午後5時36分 延会）